

あきた青色通信

秋田青色申告会の情報マガジン

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@state.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

2020年7月号



希望の子年

秋田青色申告会の会員の皆様こんにちは。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

皆様御案内のとおりコロナ感染防止と云うことで、皆様とお会いできる総会や六年振りに秋田で予定されています東北ブロック大会が延期となつてしまいました。大変残念に思っています。ところでございます。

さて、新春早々に始まったコロナウイルス禍によって、会員の多くの皆様が大変なご難儀を強いられています。とと案じております。

皆様には既にご承知のこと

とは思いますが、コロナ禍のため、収入が著しく減少した方々の支援策として、国から「持続化給付金」や

「家賃支援給付金」が支給されることとなっております。会員数名の方々からもご相談がありまして受給のお手伝いをさせて頂いておりませんが、受給についてご不明な方がおられましたら当会の事務局までご一報いただければと思います。

さて「子の年」は、変化が生まれる状態、新たな生命がきざし始める状態の年とも言われているようです。コロナ禍に限らず色々問題のある多難な今年の前半が間もなく終えようとしています。ですが、これからは是非とも皆様にとりまして、新しいなにかすばらしいものが生まれる後半になりますようご期待しております。

緊急事態宣言が全国的に解除されたとは言え、未だ正体不明の治療薬もない疫病ゆえ、くれぐれも油断することなく毎日をお過ごしください。一日も早く以前のよう元気な事業活動が出来ますようご祈念申し上げます。

秋田青色申告会
会長 小野幹彦

青色申告会の会計ソフト

ブルーリターンA 2020

青色申告特別控除 65 万
電子申告・電子帳簿保存

会員価格 29,700 円
(税込保守料 3 年含む)

持続化給付金の申請はお済ですか

相談・代行申請は

街の行政書士さんへ

秋田青色申告会会員の
行政書士さんも
たくさん活躍しています。

ネットでも情報が見られる!

秋田青色申告会ホームページ



秋田青色申告会で検索

7月の税務案内

源泉税納付期限
7月10日(金)

■青色専従者や従業員に給与の支払いをしている事業主は、源泉徴収を行い源泉所得税を納める必要があります。納期の特例の手続きをした方は、上半期分の納付期限が7月10日(金)までになります。納付額が0円の場合も、納付書を税務署に提出しなければなりません。

*納期の特例とは原則として毎月納付を行う源泉所得税ですが、源泉徴収した所得税を半年ごとにまとめて納付する特例制度があります。この特例を受ければ、1月～6月の所得税は7月に、7月～12月の所得税は翌年の1月までにと、年2回に分けて納付することができます。源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書は、国税庁 弔からダウンロードすることができます。

まずは、電話で相談！

秋田南税務署

018-832-4121

予定納税納付期限
7月31日(金)

■予定納税の対象になると年2回の納税が必要になり、確定申告と合わせた3回に分割して税金を納付することになります。予定納税の納付期間は第1回目が7月1日～7月31日、第2回目が11月1日～11月30日です。予定納税基準額の3分の1ずつをそれぞれの期間に納付します。

*予定納税とは、個人事業主は毎年2月16日～3月15日の期間に確定申告をして納税するのが原則です。しかし中には納税額が大きい場合があります。そこで一度に高額な税金を支払うことを避けるため、予め分割して納税を行うことで納税者の負担を軽減する制度が導入されています。それが予定納税制度です。予定納税の対象者は、予定納税基準額が15万円以上の人が対象者です。予定納税基準額は前年の所得税額と同じ場合も多く、対象者には6月15日までに金額が記載された通知書が税務署から届きます。予定納税を忘れると納付期限の翌日から延滞税が課されてしまうので、支払い忘れをしないようにしましょう。

詳しいことは税務署迄

所得税予定納税額の
減額申請期限
7月15日(水)

■業績不振や休業等の理由で申告納税見積額が払えないと見込まれる場合には、減額申請が可能です。手続きの際には、その年の業績をベースに申告納税見積額を計算して申請書に記載することになります。そのため、添付書類として損益計算書など計算の基礎となる事実が分かる書類を添付しなければいけません。予定納税は年2回ですが、2回分をまとめて申請する場合には6月30日時点の現況で計算して7月1日～7月15日に申請を行います。減額申請書は、国税庁 弔からダウンロードすることができます。

詳しいことは税務署迄

税務署に

申請することにより

納税が猶予されます。

■国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、要件に該当するときは、原則として一年以内の期間に限り、猶予が認められる。詳しいことは税務署迄

そのほかの延期・延長関連

★労働保険料

申告・納付期限延長

労働基準監督署では、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することとしました。又、コロナ感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

問い合わせ 0120-560-710



★運転免許

3カ月延長の特例措置

秋田県警運転免許センター(秋田市新屋)は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、免許の有効期間を3カ月延長できる特例措置を行っています。更新期限が7月末迄の人が対象。担当者は、「会場で感染防止策は行っているが、心配な人は特例措置を利用してほしい」と話しています。

運転免許センター

管理第一係 018-824-3738



**令和2年分の
確定申告が変わります**

◎65万円の青色申告特別控除
の適用要件が一部改正!

青色申告特別控除は、65万円控除と10万円控除の2種類があります。65万円の控除を受けるには、複式簿記での記帳など満たすべき要件があり、この要件を満たしていない場合が10万円控除になる仕組みですが、令和2年分の所得の確定申告から、青色申告特別控除の要件が見直され、従来の要件にさらに『電子帳簿保存』又は『e-Tax』を行わなければ、65万円控除は適用されません。従来の65万円の青色申告特別控除の要件は満たすものの、この追加要件を満たさない場合には、55万円控除になります。

令和2年分の所得確定申告から
65万円の青色申告特別控除
の適用要件が変わります

添付資料をご覧ください

**ブルーリターンA
ご利用の方へ**

電子帳簿保存の承認申請をする方は、今年9月30日まで税務署に提出して下さい。ネット環境にある方はBRAスタートメニューのお知らせ欄から申請書をダウンロードできます。ネット環境にない方は事務局までご連絡下さい。申請用紙をお送りします。

申告書を紙で提出する方は、必ず電子帳簿保存承認申請を下して下さい。

◎65万円控除を受けようとする方
又、BRA等『e-Tax』(代理送信含む)する方は、承認申請は必要ありませんが、不安な方は、事務局までご相談下さい。

◎基礎控除額が変わりました

所得控除のうちの一つである「基礎控除」は、職業や扶養者の有無に左右されず、誰でも一律で受けられる控除です。これまででは所得の大小にかかわらず一律38万円でしたが、今回の改正により10万円引き上げとなり、原則48万円になります。

***青色申告特別控除と
基礎控除で113万円を
目指しましょう!**

**令和2年分の
給付金等の課税関係は!**

◎給付金は課税対象

新型コロナウイルスの影響で給付となった「持続化給付金」「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」「秋田県・市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」は、事業所得等に区分され、課税の対象となります。そのため個人事業主の場合「雑収入」として事業所得の収入に含まれることとなります。そのため、2020年分の確定申告(2020年3月期限)に含めて申告する必要があります。なお、消費税については「不課税」となります。

*フリーランスなどの方が、主な収入を事業収入でなく①雑所得の収入にしている場合は②給与所得の収入にしている場合は一時所得になります。

◎特別定額給付金は非課税

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援等を目的として、国民一人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」については所得税・住民税とも非課税となります。



7月8月の相談会

●記帳相談日

7月・8月記帳相談日は「毎週水曜日・木曜日」
*日々の記帳に関する相談

●税務相談日

7月15日(水) 税務全般
8月19日(水) 税務全般

*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

事前に予約をお願いします

●ブルーリターンAのパソコン操作・記帳の相談は随時受け付けています。

●「持続化給付金」の書類整備等の相談も随時受け付けています。
*代行申請は行政書士さんへ

●帳簿整理等記帳事務代行の相談も受け付けています。



青色申告会の保険・共済についてのご案内

青色申告会

アフラック団体保険 制度活用のご案内

既に、アフラックの

『医療保険』『がん保険』に

加入されている方

(※個人契約加入の方)

- ◆保険料が安くなります
- ◆保障内容は変わりません
- ◆担当代理店も変わりません

契約者が会員であれば、被保険者が、会員本人は勿論のこと、2親等以内の家族の方でも対象となります。保障内容や現在担当されている代理店も変わることなく保険料のみ安くならないという会員の皆様にとっては大変お得な制度です。是非ご活用下さい。手続きも簡単で、所定の二種類の書類に記入・捺印して頂くだけです。

対象となる方は事務局にお知らせ下さい。

アフラックの

『医療保険』『がん保険』に

新規加入又は見直したい方

- ◆安い団体保険料で入れます
- ◆最新保障内容の保険です
- ◆持病・既往歴有りの方も加入しやすい医療保険も：
- ◆がん罹患経験のある方でも加入可能な、がん保険も：
- ◆最新保険への切替以外に不足保障のみの追加も対応

CMでお馴染みのアフラック『医療保険』や『がん保険』に、団体保険制度の活用で、一般加入するよりも安い団体保険料で加入できます。契約者が会員であれば、被保険者は会員本人に加え、2親等以内の家族も加入することが出来ます。健康な方向けの保険から持病や既往歴で保険をあきらめていた方向けの保険も取り揃えており、見直しや相談も担当者が懇切丁寧に対応致します。

新規加入・見直し等希望される方は、事務局までご連絡下さい。

秋田県

火災共済協同組合

のご案内

《主な共済》

- ★火災共済
幅広い補償
「普通火災」「総合火災」「新総合火災共済」
プラス
- ★自動車共済
「地震危険補償特約」
- ★自動車共済
契約者の皆様を守る補償
- 「自動車共済」
- 「車両共済」「人身傷害」
- 「弁護士費用特約」

★ハンドドル共済

任意保険とは別に事故時の費用をサポート
・加害・被害・事故を問わず共済金はあなたにお支払

★休業対応応援共済

約定期額一万円から設定
・事業用の建物が損害を受けた結果、事業が休止した場合に休業日数に応じて共済金が得られます。

青色申告会担当者が迅速に対応致します。



事務局からお知らせ

★「事務局だより」は今回からA4の4頁に増やし名前も「あきた青色通信」と改めました。青色申告会の会員は、異業種の集まりですから、どんどん横の繋がりを活用してご商売や生活に活かしていきましょう。そのため、4ページ目に会員からの投稿を募集しますので是非ご活用下さい。例えば、ご商売に関する告知や趣味の作品紹介・旅行記・珍しい写真等々無料のスペースですので、大いに上手に活用して下さい。年度内に4回〜5回発行予定です。

★「あきた青色通信」の表紙に広告(三コマ)を有料で募集します。年間、一コマ五千円ですのでご利用下さい。

★令和2年度会費の納入願を発送しております。お忘れの会員さんは、今月中の納入をお願いします。郵便局・金機関・また事務局でも受付いたします。

★「あきた青色通信」やホームページについて、ご要望ご提案等ありましたら、お電話、メール等でお寄せ下さい。お待ちしております。

★次回は9月発行です

